

職場のメンタルヘルス 対策セミナー

参加無料
定員 50 名
(先着順)

多様な働き方が広まり、社会や職場の環境が変化する中、メンタルヘルス対策の重要性が一層高まっています。また、ストレスチェックについては、2028年4月1日以降、労働者数50人未満の事業所に対しても義務づけられることとなっています。

愛知県では中小企業の経営者や人事労務担当者の方々を主な対象として「職場のメンタルヘルス対策セミナー」を開催します。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

日 時

2026 年 **12** 月 **9** 日(水) 13:30-16:00

愛知県三の丸庁舎 地下 1F B101 会議室

テーマ

「ストレスチェックの活用と 復職支援への対応」

ポイント1

ストレスチェックの導入方法にも触れながら、その結果をどのように活かして職場環境を改善することができるのか紹介します。

ポイント2

メンタルヘルス不調により休職してしまった従業員の復職のために職場はどのような支援ができるのかを説明します。

講師

特定社会保険労務士
山本 祐子 氏
社会保険労務士法人
こころ労務応援センター
行政書士こころ法務サポート
株式会社志



愛知県職場のメンタルヘルス対策企業等アドバイザー、愛知産業保健総合支援センターメンタルヘルス対策促進員等を歴任し、企業・医療機関・福祉施設等において、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止、労務管理に関する研修・相談支援を多数実施。外国人材の活用・定着支援にも取り組んでいる。

【申込方法】

次のいずれかの方法で 11 月 25 日(水)までにお申し込みください。

① 愛知県電子申請・届出システム

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/mental081209>

② 裏面「受講申込書」によりFAXまたは郵送



※受講票は発行いたしませんので、特に連絡がない限り会場にお越しください。